

高森町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、高森町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務局)

第2条 センターは、事務局を高森町子育て支援センターに置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域で子育てサポートをするために、子育ての手助けができる方と手助けを必要とする方を組織化し、会員同士の相互の協力と信頼関係に基づく活動により、地域で子育てしやすい環境をつくり、子育て家庭を支援することを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 支援活動の調整等
- (3) 関係機関（NPO等）との連携、また連絡調整業務

2 センターにコーディネータを1名置く。コーディネータは、次の業務を行う。

- (1) 会員の総括
- (2) 会員支援の調整
- (3) 会員間でのトラブルへの助言

(会員)

第5条 会員は、事業の趣旨を理解し、子育ての手助けをしてほしい人（以下「利用会員」という）または、子育ての手助けができる人（以下「協力会員」という）であって、次の各号の要件に該当し、承認を得た者とする。

- (1) 高森町に居住しているもの。
- (2) 利用会員にあっては、小学校3年生までの子どもを有する者又は妊婦とする。
- (3) 協力会員にあっては、子育ての応援に意欲のある20歳以上の心身共に健康な者とする。

2 利用会員と協力会員は、これを兼ねることができる。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、所定の申込書（様式1）を提出し、承認を受けなければならない。

2 センターは、会員に対し会員証を発行する。

(保険)

第7条 会員は、支援活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、ファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

2 会員は、支援活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(会員の心得)

第8条 会員は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業の趣旨ときまりを守り、誠実に活動を行うこと。
- (2) 支援活動により知り得た情報については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。
- (3) 活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。
- (4) 活動中に子どもの異常や事故が発生した場合は、利用会員に連絡するとともに、速やかに事務局へ連絡することとする。

(更新)

第9条 会員はセンターが定める時期に更新手続きをしなければならない。

(脱会)

第10条 会員が脱会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、脱会に際して、会員証を返還するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号に該当したときは、会員資格を喪失する。

- (1) センターに脱会の申し出をしたとき。
- (2) 高森町から転出したとき。
- (3) 会員としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 会員が第8条に定める事項に違反したとき

(支援活動の内容)

第12条 協力会員による支援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育園等の送迎および登園前・降園後の一時預かり
- (2) 学校の放課後、学童保育終了後の一時預かり
- (3) 育児者の出産・病気時等の一時預かり
- (4) 育児者が家族看護、地域・社会参加活動の際の一時預かり
- (5) その他やむを得ない事情による一時預かり
- (6) 妊婦または概ね4ヶ月未満の乳児がいる家庭を対象にした家事支援

2 前項の支援活動は、協力会員の自宅において行うことを基本とする。ただし、協力会員の自宅以外に特に支援活動を行うのに適した場所（利用会員の自宅等）があると認められる場合は、その限りではない。

(支援活動の実施方法)

第13条 利用会員は、支援を必要とする場合には、コーディネータに対して支援の依頼の申込みをするものとする。

2 利用会員からの支援の申込みを受けたコーディネータは、支援の内容、日時等を確認の上、協力会員に連絡する。

3 利用会員は協力会員に連絡し、事前打ち合わせを行う。

4 協力会員は、支援活動後「報告書」(様式2)を記入し、利用会員の確認印を受けなければならない。

5 協力会員は、前項の活動の報告書を一ヶ月に一回、コーディネータに報告するものとする。

(報酬等)

第14条 利用会員は、協力会員に対し、支援終了後別表第1に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

付則

本会則は、平成23年4月1日から施行する。

付則

本会則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第14条関係)

【報酬の基準】

曜日	時間	報酬単価
月曜日から金曜日	午前7時から午後7時	600円/1時間
	その他の時間	700円/1時間
土・日・祝日・年末年始	午前7時から午後7時	700円/1時間

- 活動時間とは、協力会員が支援活動にスタートした時点から終了時点までとする。
- 兄弟姉妹を同時に預ける場合は、二人目のお子さんは半額とする。
- 1回の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。なお、1時間を超えた場合は、30分毎で加算をする。(1時間の単価の半額)
- 上記の利用料以外に活動中の交通費、食事代など実費とする。

【交通費 … バス・電車・タクシーは実費。自家用車は1km当り37円で換算。】

【取消料の基準】

- (1) 前日までの取り消し 無料
- (2) 当日の取消 一律600円
- (3) 無断取消し 依頼時間数に係る報酬額の全額

様式1

平成 年 月 日

高森町長

申込者 住所 高森町
氏名

印

高森町ファミリーサポートセンター事業入会申込書

高森町ファミリーサポートセンター事業の会員として、会則の第6条の規定により下記のとおり申し込みます。

また、この申込書に記載した情報が相互支援活動の目的で会員に提供されることを同意します。

会員種類	<input type="checkbox"/> 協力会員 <input type="checkbox"/> 利用会員 <input type="checkbox"/> 両方会員		
(ふりがな) 氏名			電 話
生年月日	年 月 日 (歳)		F A X
	携帯電話		
住 所	〒 ー 高森町		
同居家族	氏 名	続 柄	年 齢
緊急 連絡先	1	氏 名 電話番号	
	2	氏 名 電話番号	

会員番号		氏名	
------	--	----	--

■協力会員記入欄

援助 できる 日時	日時	日	月	火	水	木	金	土	備考
	午前	：	～	：					
	午後	：	～	：					
援助できる内容					送迎方法				
送迎 ・ 預かり ・ その他（ ） 乳児 ・ 幼児（～就学前） ・ 小学生					徒歩 ・ 自転車 ・ 自家用車 その他（ ）				
資格・ 免許等	保育士 ・ 看護師 ・ 教諭 ・ 保健師 その他（ ）								
ペット	無 ・ 有（ ）（ ）（ ） 室内 ・ 屋外								

■利用会員記入欄

希望する項目をチェックして下さい

家事支援 （妊婦さんは申込み時に母子手帳を提示して下さい）

子どもの一時預かり等（下表にもご記入下さい）

対象 となる 子 ども	ふりがな			
	氏名			
	生年月日 (年齢)	H 年 月 日 (歳 ヶ月)	H 年 月 日 (歳 ヶ月)	H 年 月 日 (歳 ヶ月)
	保育所・学校名			
	子どもの状況 アレルギー・配 慮の必要な事			
支援依頼内容 (予定)	送迎 ・ 預かり ・ 家事支援 ・ その他（ ）			
かかりつけの 病院	内科	住所	電話	
	外科	住所	電話	
健康保険	種類	社保 ・ 国保 ・ 共済 ・ その他（ ）		
	記号			
	番号			

別紙「お子さんの発育と健康の状況」もご記入ください。

様式2

協力会員活動報告書（ 年 月分）

協力会員氏名

利用会員名	
-------	--

日	曜	こども	活動時間・内容	活動報酬	利用者印
		こどもさんの名前 () () ()	: ~ : 内容 ()	300円× 時間= 円 600円× 時間= 円 700円× 時間= 円 交通費 37円× km= 円 食費（実費） 円 その他 円	報酬合計 (円) 利用会員確認印 Ⓜ
		こどもさんの名前 () () ()	: ~ : 内容 ()	300円× 時間= 円 600円× 時間= 円 700円× 時間= 円 交通費 37円× km= 円 食費（実費） 円 その他 円	報酬合計 (円) 利用会員確認印 Ⓜ
		こどもさんの名前 () () ()	: ~ : 内容 ()	300円× 時間= 円 600円× 時間= 円 700円× 時間= 円 交通費 37円× km= 円 食費（実費） 円 その他 円	報酬合計 (円) 利用会員確認印 Ⓜ
		こどもさんの名前 () () ()	: ~ : 内容 ()	300円× 時間= 円 600円× 時間= 円 700円× 時間= 円 交通費 37円× km= 円 食費（実費） 円 その他 円	報酬合計 (円) 利用会員確認印 Ⓜ
		こどもさんの名前 () () ()	: ~ : 内容 ()	300円× 時間= 円 600円× 時間= 円 700円× 時間= 円 交通費 37円× km= 円 食費（実費） 円 その他 円	報酬合計 (円) 利用会員確認印 Ⓜ

※ この報告書は、翌月10日までに子育て支援センター・コーディネータに提出してください。（FAX可 35-2973）

※ この報告書は、利用会員ごとに記入してください。